本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中70日を原判決の刑に算入する。 理 由

文

本件控訴の趣意は、弁護人増田定義作成の控訴趣意書に記載されているとおりであるから、これを引用するが、論旨は、要するに、被告人を懲役7年に処した原判決の量刑は、不当に重い、というのである。

そこで、検討すると、本件は、被告人が、平成10年2月7日に犯した交通事件原票の供述書欄などの書面に関する有印私文書偽造・同行使2件(原判示第1の1,2)、平成11年9月12日に犯した無免許運転及び同様の有印私文書偽造・同行使2件(第2の1,2の(1)、(2))、平成14年4月18日に犯した赤色信無視3件及び赤色信号を無視して時速約60ないし70キロメートルの速度で普通無限事両の同乗者1名を死亡させ、同乗者2名に重傷を負わせた危険運転致死傷でにその際の無免許運転・酒気帯び運転(第3の1ないし5)の事案である(ないにその際の無免許運転・酒気帯び運転(第3の1ないし5)の事案である(お、弁護人は、危険運転致死傷の犯行の際、被告人運転車両の速度は、時速60なお、弁護人は、危険運転致死傷の犯行の際、被告人運転車両の速度は、時速60ない。)。

第3の各犯行は、交通違反を重ねて運転免許の取消処分を受けていた被告人が通した後、男性1名及び女性2名を同乗させて自動車を運転し、連続する受害をでいた。 連続するではまるでは、連続するでは、連続するでは、 2 ののでは、 3 ののでは、 4 番目のでが、 4 番目ので、 5 を呼ばれるためには、 5 を呼ばれるためには、 5 を呼ばれるためには、 5 を呼ばれるには、 5 を呼ばれるには、 5 を呼ばれる。 5 を呼ばれる。 5 を呼ばれる。 5 を呼ばれる。 5 を呼ばれる。 5 を呼ばれる。 6 を呼ばれる。 6 を呼ばれる。 6 を呼ばれる。 7 を呼

被告人運転車両は任意保険に加入していなかったため、自賠責保険により損害の一部が填補されるほかは、被告人側から賠償することは困難な状況にある。当初、被告人は、被害者の家族に対して、自己保身を図るために不利な事情を隠して伝えるなど、誠意ある対応をしていなかったのであって、被害者側の感情が甚だ厳しいのも無理もない。

さらに、無免許運転や酒気帯び運転は常習的犯行である上、被告人は、交通違反について取調べを受けた際、無免許運転の責任を免れるため、兄の名前を詐称して第1及び第2の2の各犯行に及んでおり、その経緯や動機に酌むべき事情はなく、交通法規に対する意識の低下が著しいといわざるを得ない。

- したがって,本件の犯情はよくなく,被告人の刑事責任はかなり重いというべき である。

そうすると、被害者3名は、被告人と一緒に飲酒しており、飲酒運転であることを知りながら被告人が運転する自動車に同乗していること、被告人は、事実を認め、できるだけの弁償をすると述べ、謝罪文を送付するなど反省の態度を示していること(この点に関する原判決の説示は、措辞が適切でない。)、懲役刑の前科はないこと、とびの仕事をしていたこと、母や兄が被害者の葬儀に出席したり、病院へお見舞いに行ったりし、被告人の更生や被害弁償のため協力すると申し出ていることなど被告人のために酌むべき諸事情を十分考慮してみても、原判決の量刑が、不当に重いとはいえず、原判決後の被告人の反省状況を併せ考慮してみても、上記判断は左右されない。

論旨は理由がない。

(なお、原判決が、法令の適用の項において、判示第3の4の所為のうち、危険運転致死の点について、「刑法208条の2第2項後段、1項後段」と記載した部分は、「刑法208条の2第2項後段、1項前段」の、科刑上一罪の処理のうち、判

示第1及び判示第2の2の各罪について、「各偽造私文書行使の罪の刑で処断する。」と記載した部分は、「各偽造有印私文書行使の罪の刑で処断する。」の、没収について、「刑法19条1項1号、2項」と記載した部分は、「刑法19条1項1号、2項本文」のそれぞれ誤記と認める。)

よって、刑訴法396条により本件控訴を棄却し、刑法21条を適用して当審における未決勾留日数中70日を原判決の刑に算入し、当審における訴訟費用については、刑訴法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決する。

平成15年4月1日 広島高等裁判所第一部

裁判長裁判官	久	保	眞	人
裁判官	芦	髙		源
裁判官	島	Ħ		_